

障害者虐待防止・権利擁護について

平成26年11月21日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

虐待防止専門官
障害福祉専門官

曾根 直樹

1. 障害者虐待防止法の概要

1. 法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- * 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

2. 障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

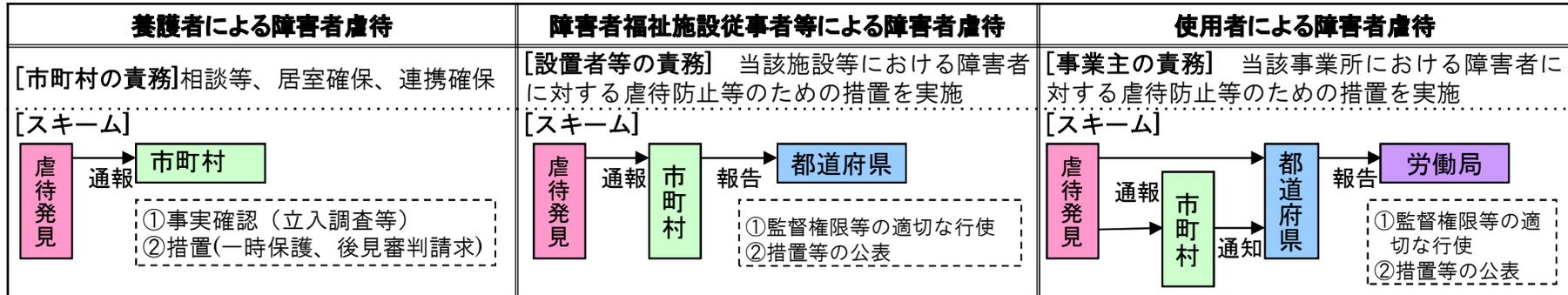
- ①養護者による障害者虐待
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)

- ①**身体的虐待** (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
- ②**放棄・放置** (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
- ③**心理的虐待** (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
- ④**性的虐待** (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
- ⑤**経済的虐待** (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 4 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

2. 平成24年度 障害者虐待対応状況調査の結果

平成24年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、使用者による虐待)
 →平成25年3月末までの半年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、
 都道府県経由で調査を実施。

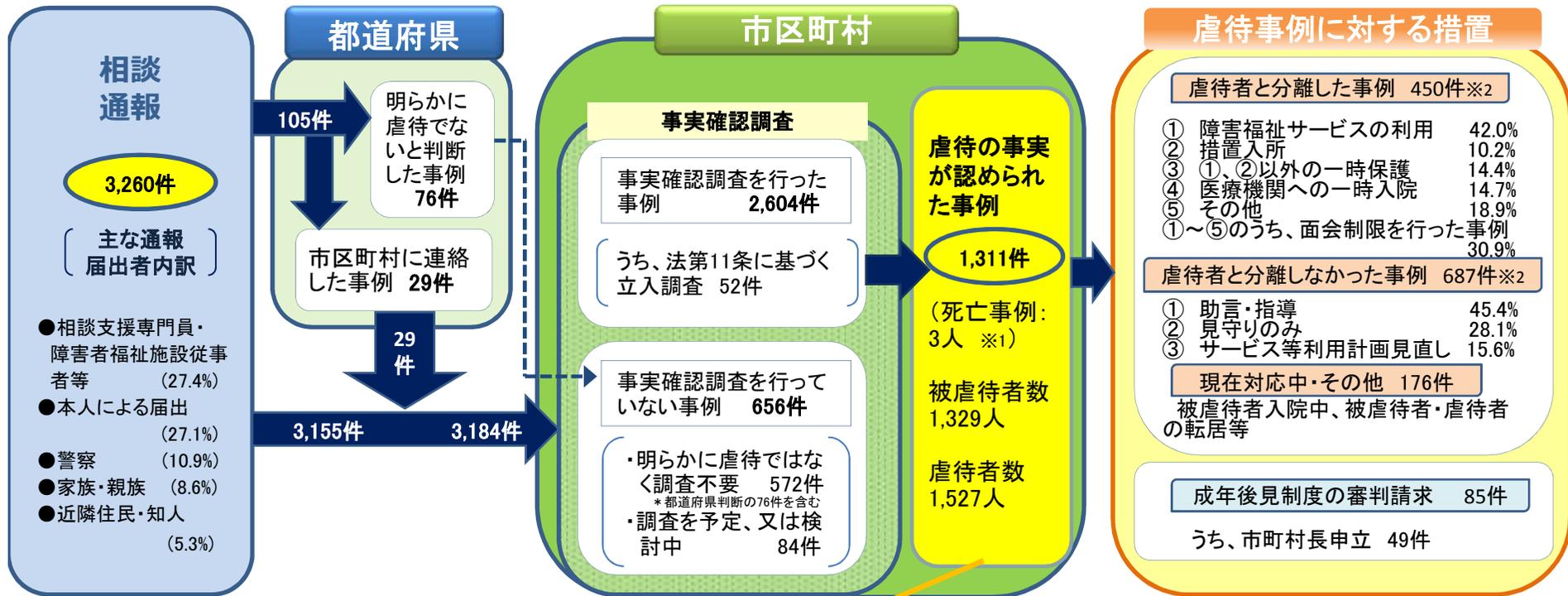
(※使用者による虐待については、6月に公表済み(大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考)都道府県労働局の対応		
市区町村等への 相談・通報件数	3,260件	939件	303件	虐待判断 件数 (事業所数)	133件
市区町村等による 虐待判断件数	1,311件	80件		被虐待者数	194人
被虐待者数	1,329人	176人			

【調査結果(全体像)】

- ・上記は、障害者虐待防止法の施行(平成24年10月1日)から平成25年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したものの。
- ・都道府県労働局の対応については、平成25年6月28日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

平成24年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



虐待者(1,527人)

- 年齢
60歳以上 (36.7%)、50～59歳 (20.6%)
40～49歳 (19.1%)
- 続柄
父 (22.7%)、母 (20.7%)
兄弟姉妹 (20.4%)

虐待の種別・類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
60.3%	4.1%	34.8%	21.1%	27.2%

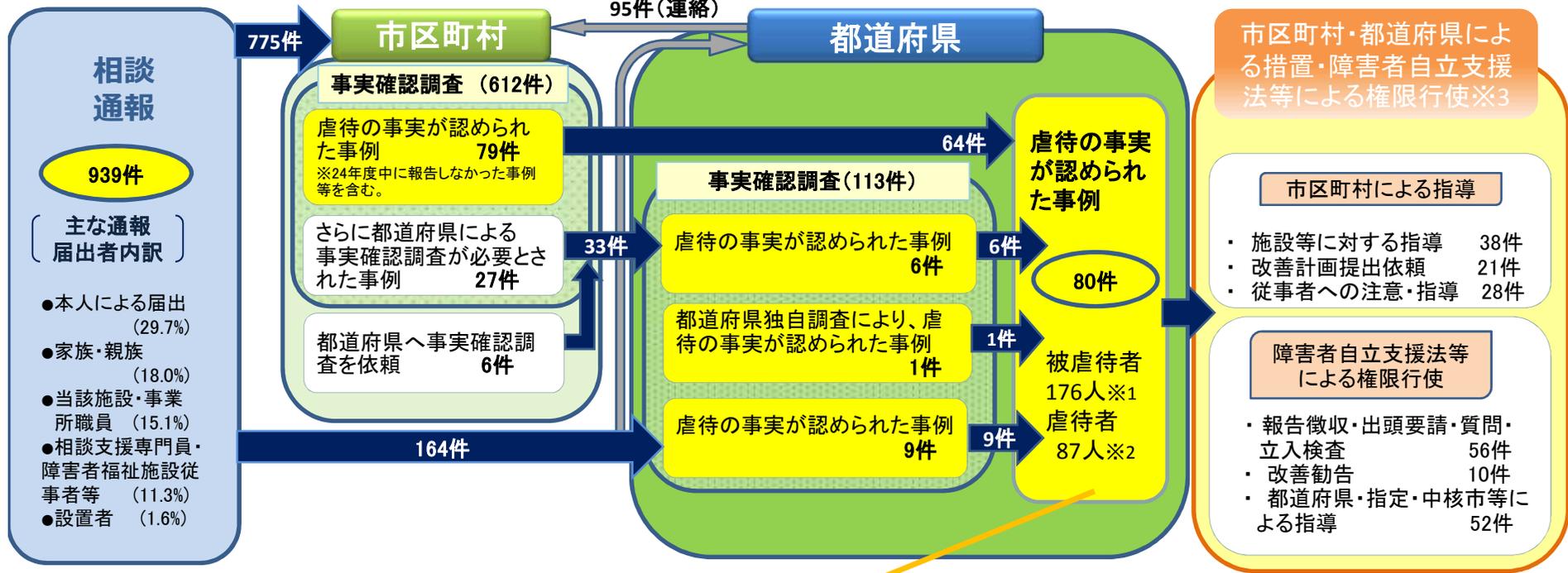
被虐待者(1,329人)

- 性別 男性 (35.1%)、女性 (64.9%)
 - 年齢
40～49歳 (23.0%)、50～59歳 (18.5%)
30～39歳 (18.0%)
 - 障害種別
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | その他 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 27.5% | 48.5% | 36.0% | 1.9% | 2.7% |
- 障害程度区分認定済み (53.3%)
 - 行動障害がある者 (26.9%)
 - 虐待者と同居 (80.4%)
 - 世帯構成
両親と兄弟姉妹 (12.4%)、単身 (11.3%)、両親 (11.3%)

※1 うち1件は、心中事件により発覚した事例のため、1,311件には含まれていない。
※2 虐待者との分離については、被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例が含まれるため、虐待事例に対する措置の合計件数は、虐待が認められた事例1,311件と一致しない。

平成24年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>

参考資料2



虐待者 (87人)

- 年齢
60歳以上 (21.8%)、50～59歳 (19.5%)
- 職種
生活支援員 (31.0%)
管理者、その他従事者 (12.6%)
サービス管理責任者 (11.5%)
設置者・経営者 (10.3%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の2件を除く78件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった1件を除く79件が対象。
 ※3 平成24年度末までに行われた措置及び権限行使。

虐待の種別・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.5%	12.5%	52.5%	8.8%	7.5%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	18	22.5%
居宅介護	1	1.3%
療養介護	2	2.5%
生活介護	9	11.3%
短期入所	2	2.5%
共同生活介護	10	12.5%
就労移行支援	1	1.3%
就労継続支援A型	7	8.8%
就労継続支援B型	20	25.0%
共同生活援助	4	5.0%
地域活動支援センター	3	3.8%
福祉ホーム	1	1.3%
児童発達支援	1	1.3%
放課後等デイサービス	1	1.3%
合計	80	100.0%

被虐待者 (176人)

- 性別 男性(67.0%)、女性(33.0%)
 - 年齢
20～29歳 (27.3%)、30～39歳 (21.0%)、
40～49歳 (15.9%)
 - 障害種別
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | その他 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 19.7% | 54.5% | 39.3% | 1.7% | 0.6% |
- 障害程度区分認定済み (63.1%)
 - 行動障害がある者 (22.7%)

平成25年度「使用者による障害者虐待の状況等」

【ポイント】

- 使用者による障害者虐待が認められた事業所は、253事業所※1。
虐待を行った使用者は260人。使用者の内訳は、事業主215人、所属の上司29人、所属以外の上司2人、その他14人。
- 虐待を受けた障害者は393人。
障害種別は、知的障害292人、身体障害57人、精神障害56人、発達障害4人※2。
- 使用者による障害者虐待が認められた場合に採った措置は389件※3。

[内訳]

- ① 労働基準関係法令に基づく指導等 341件(87.7%)
(うち最低賃金法関係308件)
- ② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導 37件(9.5%)
- ③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導 2件(0.5%)
- ④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等 9件(2.3%)

※1 障害者虐待が認められた事業所は、届出・通報の時期、内容が異なる場合には、同一事業所であっても、複数計上している。

※2 虐待を受けた障害者の障害種別については、重複しているものがある。

※3 1つの事業所で使用者による障害者虐待が複数認められたものは、複数計上している。

3. 虐待事例の報道から考える

ケース2

介護福祉士が入居者を殴る

県警などは、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで**介護福祉士の容疑者(29)を逮捕**した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性**もあるとみて慎重に調べている。

逮捕容疑は、**2007年に**個室で寝たきりの男性を介助中、男性が言うことをきかなかつたため右腕などを拳で数回殴り、約80日間の右尺骨骨折の重傷を負わせた疑い。

「わざとけがをさせたわけではない」と**容疑を否認**しているという。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅捜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく**「事故」として処理**していた。

同法人は「逮捕容疑が事実であれば、当時の内部検証は甘く、管理体制についても問題があったということになる。入所者本人や家族におわびするしかない」としている。

(2012年 長崎新聞)

ケース4

福祉施設の暴行、施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した事件で、同施設の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と虚偽の報告をしていたことが分かった。

県は、同施設の指定管理者の社会福祉法人に対し、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、同園の新規利用者の受け入れを当分の間停止する行政処分と、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討などを求める改善勧告を出した。

県によると、施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。しかし、その後の県の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証言を覆した。

さらに、県が詳しく事情を聴くと、施設長は「もう1つ報告があったことを思い出した」として、平成23年に職員4人が虐待をしたとの報告があったと証言。このうち2人が暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、施設長はセンター長に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をしたが、県は理由について「現時点では施設長に聞いていない」としている。

県はこれまでに、同施設の元職員5人が少年を含む入所者10人を日常的に暴行していたことを確認。別の職員3人も暴行した疑いが判明している。3回目の立ち入り検査では、新たに職員1人の暴行が確認されたほか、同施設や関連の障害者施設の職員計2人が入所者に暴行した疑いも浮上した。

(2013年 産経ニュース)

深刻な虐待事案に共通する事柄

- 利用者の死亡、骨折など取り返しのつかない被害
- 複数の職員が複数の利用者に対して長期間に渡り虐待
- 通報義務の不履行
- 設置者、管理者による組織的な虐待の隠ぺい
- 事実確認調査に対する虚偽答弁
- 警察の介入による加害者の逮捕、送検
- 事業効力の一部停止等の重い行政処分
- 行政処分に基づく設置者、管理者の交代
- 検証委員会の設置による事実解明と再発防止策の徹底

6. 今年度の障害者虐待防止・権利擁護指導者研修のポイント

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待防止の徹底

(1) 管理者の虐待防止研修受講を徹底

- ・都道府県で研修未受講の施設・事業所の管理者を把握
- ・研修未受講の管理者に対する受講勧奨

(2) 虐待防止に対する組織的な取り組み強化

- ・虐待防止委員会の設置推奨
- ・虐待防止マネジャーコース受講者は伝達研修用冊子を用いた伝達研修の実施を都道府県に報告(確実な実施)

(3) 都道府県、市町村職員の聞き取り調査技術の強化

- ・虐待の被害者や目撃者に対する面接技術の向上

(4) 市町村・都道府県マニュアル、施設・事業所の手引き改訂

- ・関連施策の改訂等の反映
- ・深刻な虐待事案の検証委員会報告書の教訓を反映

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」改訂(案)のポイント

改訂の主旨とポイント

障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が続いていること、関連する制度が改正されたこと等を踏まえ、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を改訂。そのポイントは以下の通り。

(1) 従来の内容の補足

- ① 虐待行為が刑事罰に該当する場合があることを明示。
- ② 障害者虐待以外の任意の通報があった場合の適切な対応について記述。
- ③ 措置による保護委託に対する応諾義務について記述。
- ④ 施設等への指導監査時に、利用者や職員の対応を観察することも心がける旨記述。

(2) 関連の制度改正による新たな対応と事例の提示

- ① 虐待被害防止のための住民基本台帳の閲覧制限、年金基本情報の目的外提供について記述。
- ② 調査研究事業、報道等から具体的な虐待事案を例示

(3) 法施行後の虐待事案等を踏まえた対応の強化

- ① 法に基づく事実確認調査に対する虚偽答弁の罰則規定等を記述。
- ② 面接技術強化のための行政の聞き取り調査に対する留意点を記述。
- ③ 虐待事案が起きた場合の権限行使の根拠法令として特定非営利活動促進法を記述。
- ④ 虐待防止策の一環として強度行動障害支援者養成研修について記述。
- ⑤ 使用者による虐待事案で、経済的虐待が8割以上を占めることへの注意喚起。

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」改訂(案)のポイント

改訂の主旨とポイント

平成25年11月に発生した千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待死亡事案等、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待事案が相次いでいること等を踏まえ、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を改訂。そのポイントは以下の通り。

(1) 虐待が起きた場合の対応について

- ① 重大かつ深刻な虐待事案を今後の教訓とするために、実際の虐待事案を記述。
- ② 虐待行為が刑事罰に該当する場合があることを記述。
- ③ 通報義務の履行についてさらに強調。
- ④ 法に基づく事実確認調査に対する虚偽答弁の罰則規定等を記述。

(2) 虐待防止のための体制整備の強化について

- ① 虐待防止の組織的取り組みを促すため、虐待防止委員会、虐待防止マネージャーについてより具体的に記述。
- ② 職場内研修用の冊子を掲載。
- ③ 職員のストレスの把握とメンタルヘルスについて記述。
- ④ やむを得ず身体拘束を行う場合の記録の義務づけについて省令を記述。
- ⑤ 強度行動障害支援者養成研修について記述

4. 支援の質の向上

虐待防止・身体拘束廃止の観点から

(参考)

千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事例について

【事案の概要】 昨年11月 上記センター(千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営)の強度行動障害を有する利用者が、職員から暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡

(※本年3月11日:当該職員は傷害致死容疑で逮捕)

※ 確認された状況

(平成16年度から平成25年度まで10年間)

○ 身体的虐待(暴行)

職員 11人 被虐待者17人

○ 性的虐待

職員 2人 被虐待者 2人

○ 心理的虐待

職員 3人 被虐待者 4人

合計(実人数) 虐待者 15人 被虐待者 23人

(*この他に、虐待を行った疑義のある者3人)

千葉県社会福祉事業団問題等第三者検証委員会最終報告書(26年8月:抜粋)

1 人材育成や研修、職場環境、職員配置

(1) 職員の資質や職場環境の問題

虐待(暴行)の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。

例えば養育園第2寮の暴行した5人は、更生園で実施されているような行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。

また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。

さらに、このような支援方法が、何人かの新たに配属された職員に容易に伝達したと考えられる。周りが安易な方法(暴行)を採っているから自分も安易な方法を、と、つまり、周りがやっているから自分がやっても大丈夫だ、と感覚が幼稚化、そして麻痺し、負の連鎖が発生したものと考えられる…

障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成25年2月25日
強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では**事業所の受け入れが困難**であったり、受け入れ後の**不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性**も懸念されている。

一方で、施設等において**適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなど**の支援の有効性も報告されており、**強度行動障害に関する体系的な研修が必要**とされている。このため、平成25年度に、研修の普及を通じて、適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施することとした。また、平成25年度予算案において、都道府県が実施する強度行動障害を有する者等を支援する職員を養成するための**研修事業を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込んだ**ところであるので、積極的な取り組みに努められたい。

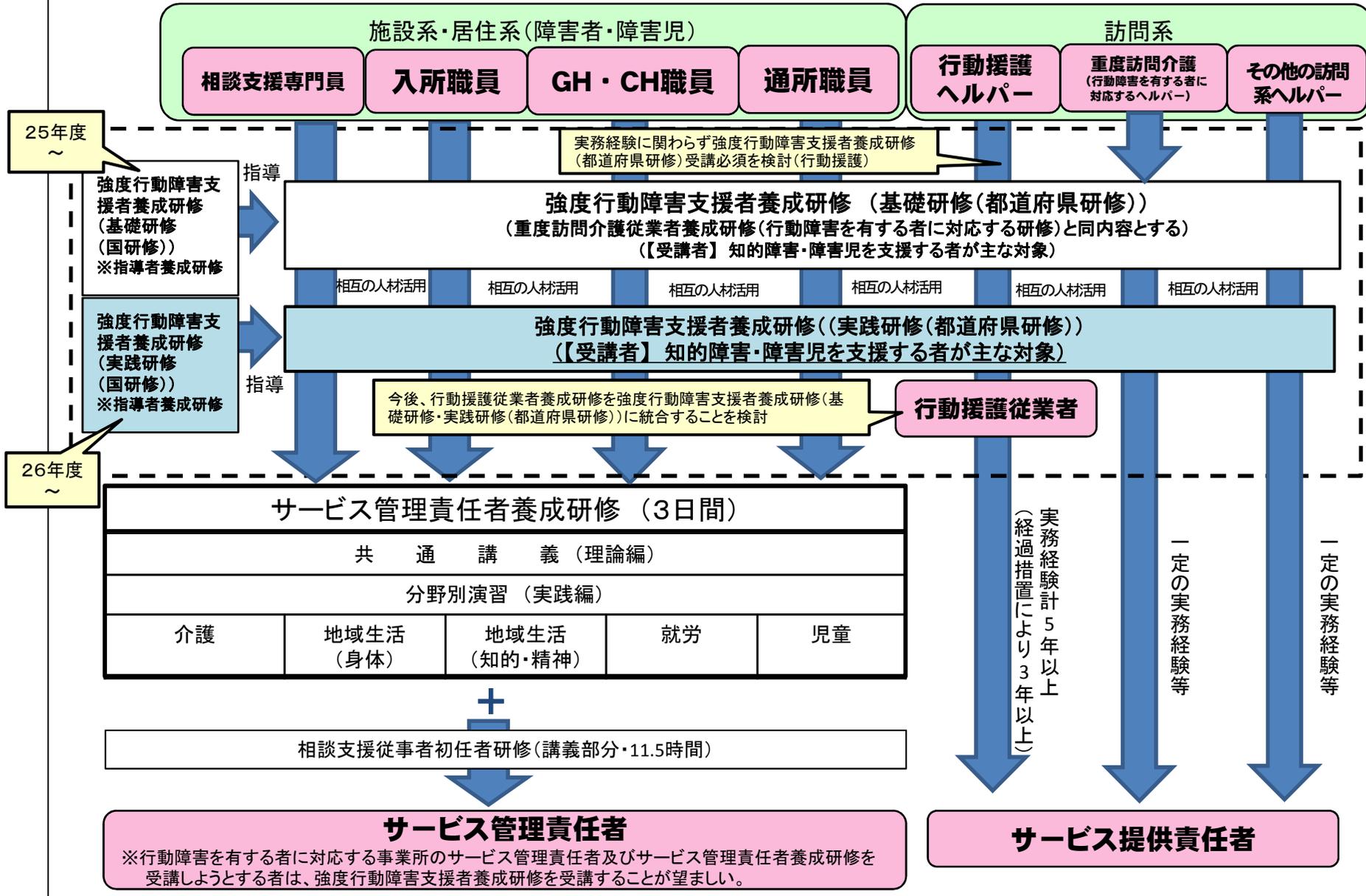
障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日
強度行動障害支援者養成研修について

強度行動障害を有する者に対する支援については、平成25年度に、支援者に対する研修として、**強度行動障害支援者養成研修事業(以下、「基礎研修」という。)**を都道府県地域生活支援事業の「メニュー項目に盛り込んだ」ところである。この基礎研修の指導者を養成するための研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(以下「のぞみの園」という。)において実施しているところであるので、活用を図られたい。

また、**各事業所での適切な支援のために、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とし、サービス管理責任者等に対するさらに上位の研修(以下「実践研修」という。)**を実施するため、平成26年度予算案において、各都道府県の支援者に対する実践研修を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目に盛り込んだところである。実践研修についても、平成26年度より、指導者を養成するための研修をのぞみの園で実施する予定であるので、積極的な取り組みに努められたい。

(平成26年度) 強度行動障害に対応する職員の人材育成の充実について

※ 内容は現時点検討案のため、今後変更の可能性あり。



障害保健福祉関係主管課長会議資料 平成26年3月7日

地域における強度行動障害を有する者に対する 体制の強化について

平成26年4月から、重度訪問介護の対象拡大により、在宅の行動障害を有する者が利用できる障害福祉サービスに重度訪問介護が加わることとなる。これにより、在宅の行動障害を有する者の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携や発達障害者支援センターによるこれらの事業者に対するコンサルテーション等も重要となることから、都道府県及び指定都市におかれては、発達障害者支援体制整備における発達障害者地域支援マネジャーを活用するなど、地域支援体制の強化にご留意いただきたい。

発達障害者支援センターの地域支援機能強化

発達障害については、支援のためのノウハウの普及が十分に行われていないため、各地域における支援体制の確立が喫緊の課題となっていることから、市町村・事業所等支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等について、地域の中核である発達障害者支援センターの地域支援機能の強化を図り、支援体制を整備するとともに発達障害のある方の社会参加を促す。

発達障害者支援センター

(地活事業)

- 相談支援(来所、訪問、電話等による相談)
- 発達支援(個別支援計画の作成・実施等)
- 就労支援(発達障害児(者)への就労相談)
- その他研修、普及啓発、機関支援

職員配置: 4名程度



(課題)

中核機関としてセンターに求められる市町村・事業所等のバックアップや困難事例への対応等が、センターへの直接の相談の増加等により十分に発揮されていない。

都道府県等 発達障害者支援体制整備(地活事業)

- 発達障害者支援体制整備検討委員会
- 市町村・関係機関及び関係施設への研修
- アセスメントツールの導入促進
- ペアレントメンター(コーディネータ)

地域支援機能の強化へ

(現行)地域支援体制サポート ※サポートコーチ2名分を積算

再編・拡充

一部新規
(4名分)



(新規) 地域支援体制マネジメントチーム

発達障害者地域支援マネジャーの配置: 6名程度

- ・原則として、センターの事業として実施
- ・地域の実情に応じ、その他機関等に委託可

市町村 (継続)

体制整備支援(2名)

全年代を対象とした支援体制の構築
(求められる市町村の取組)

- ①アセスメントツールの導入
- ②個別支援ファイルの活用・普及



事業所等 (新規) 困難ケース支援(2名)

困難事例の対応能力の向上
(求められる事業所等の取組)
対応困難ケースを含めた
支援を的確に実施



医療機関 (新規) 医療機関との連携(2名)

身近な地域で発達障害に関する
適切な医療の提供
(求められる医療機関の取組)

- ①専門的な診断評価
- ②行動障害等の入院治療

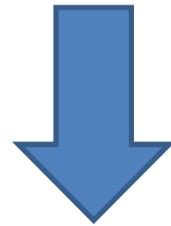


発達障害のある方の社会参加を促す

- (経済財政運営と改革の基本方針)
意欲ある全ての人々が就労などにより社会参加できる環境の整備
- (日本再興戦略-JAPAN is BACK)
人材力の強化、障害者の就労支援を始めとした社会参加の支援を推進



障害者虐待の防止
身体拘束・行動制限の廃止



支援の質の向上

■通知

●厚生労働省

- (平成23年6月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について(通知)
- (平成24年9月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行について(通知)

●警察庁

- (平成24年9月5日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた障害者虐待事案への適切な対応について(通達)

●文部科学省

- (平成24年7月20日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に向けた適切な対応の徹底について
- (平成23年6月24日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律について(通知)

■事務連絡

●障害保健福祉部

- (平成22年9月21日) 障害者(児)施設等の利用者の権利擁護について

●医政局

- (平成24年9月28日) 障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴う適切な対応について

●雇用均等・児童家庭局

- (平成24年10月1日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行に伴う同法第30条の保育所等における適切な対応について

■その他

○市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(自治体向けマニュアル)

○障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き(施設・事業所従事者向けマニュアル)

- 使用者による障害者虐待の防止についての概要(リーフレット)
- 障害者虐待防止法に係る通報・届出窓口一覧(都道府県分)

■リンク

- 政府広報オンライン「お役立ち情報」平成24年10月1日から『障害者虐待防止法』が始まります」
- 政府広報「中山秀征のジャパリズム」(ラジオ番組)「見過ごさない！ 障害者への虐待」
- 政府広報「明日への声」(音声広報CD)「No. 3 虐待から障害者を守る「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日から施行されます」
- 厚生労働省大臣官房地方課(使用者による障害者虐待)